

【よくあるお問い合わせ】 ※ご不明点がございましたら、事前にお問い合わせください

質問	回答
会場使用料とは何ですか？	事業・イベントの会場となる場所代のことです。これには、会場に付属したマイクやスクリーン、椅子などの備品使用料、設営費用も含むことができます。 <u>ただし、会場施設とは異なる業者からレンタルした備品代金や音響担当者への謝礼、設営人件費は対象外となります。</u>
会場の設営・撤去のためにイベント前日と翌日も会場を借りました。対象経費になりますか？	会場使用料は、 <u>当日分だけが対象経費</u> になります。
チラシデータを作成し、インターネット上で広報します。印刷経費にあたりますか？	<u>印刷物にならない場合、印刷経費にはあたりません。</u> 印刷がある場合でも、 <u>チラシのデザイン代は対象外</u> です。
申請したイベントのチラシに、別のイベントの案内も掲載しているのですか？	この助成金は対象事業のみに使用可能です。 <u>流用はできません。</u> チラシに別のイベントや団体への支援のお願いなどの内容が含まれる場合、 <u>印刷経費として認められません</u> のでご注意ください。

<p>日本語教室でオンライン授業をしています。WIFI や Zoom の月額・年間使用料を通信費で申請できますか？</p>	<p>原則として、<u>申請できません</u>。 ただし、以下の条件をすべてクリアできれば、対象経費になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名義で契約されていること。 ・オンライン授業の通信経費と事務所の通常業務で使用したものと、契約(請求書)を分けること ・オンライン授業でのみ利用されたものである旨の証明をすること (通信時間が開催日・開催時間と同じであり、通信事業者の発行する証明があること)
<p>姉妹友好都市・パートナー都市関連事業とはどのようなものですか？</p>	<p>名古屋市には6つの姉妹友好都市(ロサンゼルス市、メキシコ市、南京市、シドニー市、トリノ市、ランス市)と 2 つのパートナー都市(タシケント市(交流分野:観光・文化交流)、台中市(交流分野:観光)*<u>締結分野に限る</u>)があります。 これらの都市との交流を目的としているか、関係する内容であるか、事業名に都市名を含むかなどで<u>総合的に判断</u>されますので、ご相談ください。</p>
<p>募金やチャリティーを目的とした事業は対象となりますか？</p>	<p>募金やチャリティー活動を目的とした事業は<u>対象外</u>です。</p>
<p>要件を満たした場合、必ず対象助成額が全額支給されますか？</p>	<p>各団体からの申請額の合計が、本市の予算上限を超える場合、目的(市民レベル及び交流団体育成)など本市助成事業の趣旨にもとづき、<u>各団体への支給額を調整させていただきます</u>場合があります。</p>